

全国知事会事務局の組織等に関する規則の一部改正について

全国知事会事務局の組織等に関する規則の一部を次のとおり改正する

平成 24 年 7 月 19 日提出

全国知事会
会長 山 田 啓 二

全国知事会事務局の組織等に関する規則の一部改正について(概要)

1. 改正の趣旨

常任委員会、特別委員会等の再編に伴い、事務局の所掌事務の変更等を行う。

2. 改正の内容

①国際室を廃止

②事務分掌変更

ア. 調査第一部（地方行財政一般）

- ・総務常任委員会
- ・地方税財政常任委員会【新規】

イ. 調査第二部（国土交通、厚生労働、環境行政）

- ・国土交通常任委員会
- ・文教環境常任委員会（厚生労働行政及び環境行政）
- ・社会保障常任委員会【新規】

ウ. 調査第三部（農林商工、文部科学行政、広報等）

- ・農林商工常任委員会
- ・文教環境常任委員会（文部科学行政）
- ・情報化推進対策
- ・地方自治政策センター（調査第一部から移行）
- ・機関誌の編集、発行等

3. 施行期日

この規則は、平成24年7月21日から施行する。

ただし、国際室の廃止、地方自治政策センターの所管部変更は8月1日から施行する。

全国知事会事務局の組織等に関する規則の一部改正について

第一条 全国知事会事務局の組織等に関する規則の一部を次のように改正する。

第四条総務部の項第十号中「国際協力に関する事項」を「国際協力」に改め、同条調査第一部の項中第八号を第九号とし、第五号から第七号までを一号ずつ繰り下げ、第四号の次に次の一号を加える。

五 地方税財政常任委員会に関する事項

第四条調査第二部の項第一号中「建設運輸」を「国土交通」に改め、同項第二号中「社会文教行政（厚生労働行政及び環境行政）」を「厚生労働行政及び環境行政」に改め、同項第三号中「建設運輸常任委員会」を「国土交通常任委員会」に改め、同項第四号中「社会文教常任委員会」を「文教環境常任委員会」に改め、同項第五号中「まで」を削り、同号を同項第六号とし、同項第四号の次に次の一号を加える。

五 社会保障常任委員会に関する事項

第四条調査第三部の項第二号中「社会文教行政（文部科学行政）」を「文部科学行政」に改め、同項第五号中「社会文教常任委員会」を「文教環境常任委員会」に改める。

第二条 全国知事会事務局の組織等に関する規則の一部を次のように改正する。

第四条調査第一部の項第一号及び第二号中「（第三号に掲げる事項を除く。）」を「（調査第三部の項第四号の事項を除く。）」に改め、同項中第三号を削り、第四号を第三号とし、第五号を第四号とし、同項第六号中「から第三号まで」を「及び第二号」に改め、同号を同項第五号とし、同項中第七号を第六号とし、第八号及び第九号を削り、同条調査第三部の項中第十二号を第十三号とし、同項第七号から第十一号までを一号ずつ繰り下げ、同項第六号中「第三号」を「第四号」に改め、同号を同項第七号とし、同項中第五号を第六号とし、第四号を第五号とし、第三号の次に次の一号を加える。

四 地方自治に関する基本的な重要問題の調査研究及び立案に関する事項

第四条調査第三部の項に次の二号を加える。

十四 地方自治先進政策センターに関する事項

十五 図書及び資料の収集及び管理に関する事項

第四条の二の見出し中「国際室及び」を削り、同条中「総務部に国際室、調査第一部」を「調査第三部」に改め、国際室の項を削る。

附 則

1 この規則は、平成二十四年七月二十一日から施行する。ただし、第二条の規定は、平成二十四年八月一日から施行する。

(改正事由)
常任委員会、特別委員会等の再編に伴い、事務局の所掌事務の変更等を行う。

全国知事会事務局の組織等に関する規則の一部改正案新旧対照表（第一条による改正）

改 正 案	現 行
	<p>（趣旨）</p> <p>第一条 この規則は、全国知事会事務局の組織等について必要な事項を定めるものとする。</p> <p>（部の設置）</p> <p>第二条 事務局に次の部をおく。</p> <p>総務部 調査第一部 調査第二部 調査第三部</p> <p>（職員の定数及び職）</p> <p>第三条 事務局職員の定数は四十二名とする。但し、このほか業務に必要な場合、都道府県職員（都道府県の条例により全国知事会へ派遣される都道府県職員。以下「派遣職員」という。）をおくことができる。</p> <p>2 職員の職は次のとおりとする。但し、業務に必要な場合は、別に職を定めることができる。</p> <p>事務総長 次長 部長 副部長 参事</p>

(部の分掌事務)
第四条 部の分掌事務は、次のとおりとする。

総務部

- 一 全国知事会議、正副会長会議及び理事会に関する事項
 - 二 予算及び決算に関する事項
 - 三 収入、支出命令及び出納事務に関する事項
 - 四 職員の人事及び給与に関する事項
 - 五 職員の福利厚生に関する事項
 - 六 公文書の收受、管理等に関する事項
 - 七 公印に関する事項
 - 八 財産及び物品の管理に関する事項
 - 九 事務局の庶務に関する事項
 - 十 総務常任委員会（自治医科大学の運営、国際交流及び国際協力）に関する事項
 - 十一 外国関係諸会議に関する事項
 - 十二 国際交流及び国際協力に関する調査研究、資料の収集及び立案に関する事項
 - 十三 他の部に属しない事項
- 調査第一部
- 一 地方制度に関する調査研究及び立案に関する事項（第三号に掲げる事項を除く。）
 - 二 地方財政に関する調査研究及び立案に関する事項（第三号に

- 副参事
 - 主任主事
 - 主事
 - 主事補
- 3 前二項のほか、参与その他の非常勤職員をおくことができる。

(部の分掌事務)
第四条 部の分掌事務は、次のとおりとする。

総務部

- 一 全国知事会議、正副会長会議及び理事会に関する事項
 - 二 予算及び決算に関する事項
 - 三 収入、支出命令及び出納事務に関する事項
 - 四 職員の人事及び給与に関する事項
 - 五 職員の福利厚生に関する事項
 - 六 公文書の收受、管理等に関する事項
 - 七 公印に関する事項
 - 八 財産及び物品の管理に関する事項
 - 九 事務局の庶務に関する事項
 - 十 総務常任委員会（自治医科大学の運営、国際交流及び国際協力）に関する事項
 - 十一 外国関係諸会議に関する事項
 - 十二 国際交流及び国際協力に関する調査研究、資料の収集及び立案に関する事項
 - 十三 他の部に属しない事項
- 調査第一部
- 一 地方制度に関する調査研究及び立案に関する事項（第三号に掲げる事項を除く。）
 - 二 地方財政に関する調査研究及び立案に関する事項（第三号に

掲げる事項を除く。）

三 地方自治に関する基本的な重要問題の調査研究及び立案に関する事項

四 総務常任委員会に関する事項（他の部に属する事項を除く）

五 地方税財政常任委員会に関する事項

六 第一号から第三号までの事項に関連する特別委員会に関する事項

七 政府、国会、政党に関する連絡調整及び情報の収集整備に関する事項

八 地方自治先進政策センターに関する事項

九 図書及び資料の収集及び管理に関する事項

調査第二部

一 国土交通行政に関する調査研究及び立案に関する事項

二 厚生労働行政及び環境行政に関する調査研究及び立案に関する事項

三 国土交通常任委員会に関する事項

四 文教環境常任委員会（厚生労働行政及び環境行政）に関する事項

五 社会保障常任委員会に関する事項

六 第一号及び第二号の事項に関連する特別委員会に関する事項

調査第三部

一 農林商工行政に関する調査研究及び立案に関する事項

二 文部科学行政に関する調査研究及び立案に関する事項

三 情報化推進対策に関する事項

四 農林商工常任委員会に関する事項

五 文教環境常任委員会（文部科学行政）に関する事項

掲げる事項を除く。）

三 地方自治に関する基本的な重要問題の調査研究及び立案に関する事項

四 総務常任委員会に関する事項（他の部に属する事項を除く）

五 第一号から第三号までの事項に関連する特別委員会に関する事項

六 政府、国会、政党に関する連絡調整及び情報の収集整備に関する事項

七 地方自治先進政策センターに関する事項

八 図書及び資料の収集及び管理に関する事項

調査第二部

一 建設運輸行政に関する調査研究及び立案に関する事項

二 社会文教行政（厚生労働行政及び環境行政）に関する調査研究及び立案に関する事項

三 建設運輸常任委員会に関する事項

四 社会文教常任委員会（厚生労働行政及び環境行政）に関する事項

五 第一号及び第二号までの事項に関連する特別委員会に関する事項

事項

調査第三部

一 農林商工行政に関する調査研究及び立案に関する事項

二 社会文教行政（文部科学行政）に関する調査研究及び立案に関する事項

三 情報化推進対策に関する事項

四 農林商工常任委員会に関する事項

五 社会文教常任委員会（文部科学行政）に関する事項

-
- 六 第一号から第三号までの事項に関連する特別委員会に関する事項
 - 七 都道府県との連絡に関する事項
 - 八 報道機関に関する連絡調整及び情報の収集整備に関する事項
 - 九 広報に関する事項
 - 十 機関誌の編集及び発行に関する事項
 - 十一 都道府県職員の研修に関する事項
 - 十二 地方自治確立対策協議会に関する事項

-
- 六 第一号から第三号までの事項に関連する特別委員会に関する事項
 - 七 都道府県との連絡に関する事項
 - 八 報道機関に関する連絡調整及び情報の収集整備に関する事項
 - 九 広報に関する事項
 - 十 機関誌の編集及び発行に関する事項
 - 十一 都道府県職員の研修に関する事項
 - 十二 地方自治確立対策協議会に関する事項

(国際室及び地方自治政策センター)
第四条の二 総務部に国際室、調査第一部に地方自治政策センターをおき、その分掌事務は、次のとおりとする。

- 国際室
- 一 総務常任委員会（国際交流及び国際協力に関する事項）に関する事項
 - 二 外国関係諸会議に関する事項
 - 三 国際交流及び国際協力に関する調査研究、資料の収集及び立案に関する事項

地方自治政策センター

- 一 地方自治に関する基本的な重要問題の調査研究及び立案に関する事項
- 二 前号の事項に関連する特別委員会に関する事項
- 三 地方自治先進政策センターに関する事項
- 四 図書及び資料の収集及び管理に関する事項

(事務総長等の職務)

第五条 事務総長は会長の命を受け、事務局の事務をつかさどり職員を

指揮監督するとともに、事務局の運営について随時会長に報告するものとする。

2 次長は、事務局の運営について事務総長を補佐し、事務総長事故あるときはその事務を代理する。

3 部長は、事務総長の命を受け、部の事務を掌理するとともに、部の事務について随時事務総長に報告するものとする。

4 副部長は、部長を補佐し、部長事故あるときはその職務を代理する。

5 その他の職員は、所属部長の命を受け担当事務を処理する。
第六条から第十条 削除

(事務総長の決裁事項)

第十一条 事務総長の決裁事項は、次のとおりとする。但し、事務総長が定めるものについては次長に決裁を委任できる。

一 全国知事会議等の開催に関すること

二 予算の編成及び決算の調整に関すること

三 規約、規則及び規程に関すること

四 職員の任用、分限、退職、懲戒、表彰、服務及び給与に関すること

五 非常勤職員の報酬及び費用弁償に関すること

六 次長、部長の職にあるものの出張命令及び休暇の承認に関すること

七 特に重要な照会、回答及び通知に関すること

八 百万円以上の金額の支出負担行為に関すること

九 前各号に掲げるもののほか、特に重要又は異例に属する事項に関すること

(次長の専決事項)

第十二条 次長が専決できる事項は、次のとおりとする。

- 一 重要な照会、回答及び通知に関すること
- 二 十万元以上百万円未満の金額の支出負担行為に関すること
- 三 その他重要な事項に関すること

(部長の専決事項)

第十三条 部長が専決できる事項は次のとおりとする。但し、事務総長の承認を得て部長が定めるものについては、副部長に決裁を委任することができる。

- 一 部内事務の処理に関すること
- 二 副部長以下の職員の出張命令、休暇の承認、超過勤務及び休日勤務命令に関すること
- 三 収入及び十万円未満の金額の支出負担行為に関すること
- 2 前項第二号及び第三号の支出負担行為については、総務部長と協議するものとする。

附則

- 1 この規則は、昭和四十六年六月十四日から施行する。
- 2 第二条に定めるもののほか、必要に応じて事務局に部等を設置することができる。

附則

- 1 この規則は、平成二年八月一日から施行する。

附則

- 1 この規則は、平成六年七月二十一日から施行する。

附則

- 1 この規則は、平成十四年一月一日から施行する。

附則

- 1 この規則は、平成十六年四月一日から施行する。
-

1 この規則は、平成二十四年七月二十一日から施行する。
附 則

1 この規則は、平成十六年四月十五日から施行する。
附 則

1 この規則は、平成十六年十二月十五日から施行する。
附 則

1 この規則は、平成十七年四月十四日から施行する。
附 則

1 この規則は、平成十七年六月一日から施行する。
附 則

1 この規則は、平成二十三年三月二十五日から施行し、同年四月一日から適用する。
附 則

1 この規則は、平成二十四年四月一日から施行する。

全国知事会事務局の組織等に関する規則の一部改正案新旧対照表（第二条による改正）

改 正 案	現 行
	<p>（趣旨）</p> <p>第一条 この規則は、全国知事会事務局の組織等について必要な事項を定めるものとする。</p> <p>（部の設置）</p> <p>第二条 事務局に次の部をおく。</p> <p>総務部 調査第一部 調査第二部 調査第三部</p> <p>（職員の定数及び職）</p> <p>第三条 事務局職員の定数は四十二名とする。但し、このほか業務に必要な場合、都道府県職員（都道府県の条例により全国知事会へ派遣される都道府県職員。以下「派遣職員」という。）をおくことができる。</p> <p>2 職員の職は次のとおりとする。但し、業務に必要な場合は、別に職を定めることができる。</p> <p>事務総長 次長 部長 副部長 参事</p>

(部の分掌事務)

第四条 部の分掌事務は、次のとおりとする。

総務部 (略)

調査第一部

- 一 地方制度に関する調査研究及び立案に関する事項 (調査第三部の項第四号の事項を除く。)
- 二 地方財政に関する調査研究及び立案に関する事項 (調査第三

副参事

主任主事

主事

主事補

3 前二項のほか、参与その他の非常勤職員をおくことができる。

(部の分掌事務)

第四条 部の分掌事務は、次のとおりとする。

総務部

- 一 全国知事会議、正副会長会議及び理事会に関する事項
 - 二 予算及び決算に関する事項
 - 三 収入、支出命令及び出納事務に関する事項
 - 四 職員の人事及び給与に関する事項
 - 五 職員の福利厚生に関する事項
 - 六 公文書の收受、管理等に関する事項
 - 七 公印に関する事項
 - 八 財産及び物品の管理に関する事項
 - 九 事務局の庶務に関する事項
 - 十 総務常任委員会 (自治医科大学の運営、国際交流及び国際協力) に関する事項
 - 十一 外国関係諸会議に関する事項
 - 十二 国際交流及び国際協力に関する調査研究、資料の収集及び立案に関する事項
 - 十三 他の部に属しない事項
- 調査第一部
- 一 地方制度に関する調査研究及び立案に関する事項 (第三号に掲げる事項を除く。)
 - 二 地方財政に関する調査研究及び立案に関する事項 (第三号に

部の項第四号の事項を除く。）

- 三 総務常任委員会に関する事項（他の部に属する事項を除く）
- 四 地方税財政常任委員会に関する事項
- 五 第一号及び第二号の事項に関連する特別委員会に関する事項
- 六 政府、国会、政党に関する連絡調整及び情報の収集整備に関する事項

調査第二部（略）

- 調査第三部
- 一 農林商工行政に関する調査研究及び立案に関する事項
 - 二 文部科学行政に関する調査研究及び立案に関する事項
 - 三 情報化推進対策に関する事項
 - 四 地方自治に関する基本的な重要問題の調査研究及び立案に関する事項
 - 五 農林商工常任委員会に関する事項
 - 六 文教環境常任委員会（文部科学行政）に関する事項

掲げる事項を除く。）

- 三 地方自治に関する基本的な重要問題の調査研究及び立案に関する事項
- 四 総務常任委員会に関する事項（他の部に属する事項を除く）
- 五 地方税財政常任委員会に関する事項
- 六 第一号から第三号までの事項に関連する特別委員会に関する事項
- 七 政府、国会、政党に関する連絡調整及び情報の収集整備に関する事項
- 八 地方自治先進政策センターに関する事項
- 九 図書及び資料の収集及び管理に関する事項

調査第二部

- 一 国土交通行政に関する調査研究及び立案に関する事項
 - 二 厚生労働行政及び環境行政に関する調査研究及び立案に関する事項
 - 三 国土交通常任委員会に関する事項
 - 四 文教環境常任委員会（厚生労働行政及び環境行政）に関する事項
 - 五 社会保障常任委員会に関する事項
 - 六 第一号及び第二号の事項に関連する特別委員会に関する事項
- 調査第三部
- 一 農林商工行政に関する調査研究及び立案に関する事項
 - 二 文部科学行政に関する調査研究及び立案に関する事項
 - 三 情報化推進対策に関する事項
 - 四 農林商工常任委員会に関する事項
 - 五 文教環境常任委員会（文部科学行政）に関する事項

七 第一号から第四号までの事項に関連する特別委員会に関する事項

八 都道府県との連絡に関する事項

九 報道機関に関する連絡調整及び情報の収集整備に関する事項

十 広報に関する事項

十一 機関誌の編集及び発行に関する事項

十二 都道府県職員の研修に関する事項

十三 地方自治確立対策協議会に関する事項

十四 地方自治先進政策センターに関する事項

十五 図書及び資料の収集及び管理に関する事項

(地方自治政策センター)

第四条の二 調査第三部に地方自治政策センターをおき、その分掌事務は、次のとおりとする。

地方自治政策センター

一 地方自治に関する基本的な重要問題の調査研究及び立案に関する事項

二 前号の事項に関連する特別委員会に関する事項

三 地方自治先進政策センターに関する事項

四 図書及び資料の収集及び管理に関する事項

六 第一号から第三号までの事項に関連する特別委員会に関する事項

七 都道府県との連絡に関する事項

八 報道機関に関する連絡調整及び情報の収集整備に関する事項

九 広報に関する事項

十 機関誌の編集及び発行に関する事項

十一 都道府県職員の研修に関する事項

十二 地方自治確立対策協議会に関する事項

(国際室及び地方自治政策センター)

第四条の二 総務部に国際室、調査第一部に地方自治政策センターをおき、その分掌事務は、次のとおりとする。

国際室

一 総務常任委員会(国際交流及び国際協力に関する事項)に関する事項

二 外国関係諸会議に関する事項

三 国際交流及び国際協力に関する調査研究、資料の収集及び立案に関する事項

地方自治政策センター

一 地方自治に関する基本的な重要問題の調査研究及び立案に関する事項

二 前号の事項に関連する特別委員会に関する事項

三 地方自治先進政策センターに関する事項

四 図書及び資料の収集及び管理に関する事項

(事務総長等の職務)

第五条 事務総長は会長の命を受け、事務局の事務をつかさどり職員を指揮監督するとともに、事務局の運営について随時会長に報告するものとする。

2 次長は、事務局の運営について事務総長を補佐し、事務総長事故あるときはその事務を代理する。

3 部長は、事務総長の命を受け、部の事務を掌理するとともに、部の事務について随時事務総長に報告するものとする。

4 副部長は、部長を補佐し、部長事故あるときはその職務を代理する。

5 その他の職員は、所属部長の命を受け担当事務を処理する。
第六条から第十条 削除

(事務総長の決裁事項)

第十一条 事務総長の決裁事項は、次のとおりとする。但し、事務総長が定めるものについては次長に決裁を委任できる。

一 全国知事会議等の開催に関すること

二 予算の編成及び決算の調整に関すること

三 規約、規則及び規程に関すること

四 職員の任用、分限、退職、懲戒、表彰、服務及び給与に関すること

五 非常勤職員の報酬及び費用弁償に関すること

六 次長、部長の職にあるものの出張命令及び休暇の承認に関すること

七 特に重要な照会、回答及び通知に関すること

八 百万円以上の金額の支出負担行為に関すること

九 前各号に掲げるもののほか、特に重要又は異例に属する事項に関すること

(次長の専決事項)

第十二条 次長が専決できる事項は、次のとおりとする。

- 一 重要な照会、回答及び通知に関すること
- 二 十万円以上百万円未満の金額の支出負担行為に関すること
- 三 その他重要な事項に関すること

(部長の専決事項)

第十三条 部長が専決できる事項は次のとおりとする。但し、事務総長の承認を得て部長が定めるものについては、副部長に決裁を委任することができる。

- 一 部内事務の処理に関すること
 - 二 副部長以下の職員の出張命令、休暇の承認、超過勤務及び休日勤務命令に関すること
 - 三 収入及び十万円未満の金額の支出負担行為に関すること
- 2 前項第二号及び第三号の支出負担行為については、総務部長と協議するものとする。

附 則

- 1 この規則は、昭和四十六年六月十四日から施行する。
- 2 第二条に定めるもののほか、必要に応じて事務局に部等を設置することができる。

附 則

- 1 この規則は、平成二年八月一日から施行する。

附 則

- 1 この規則は、平成六年七月二十一日から施行する。

附 則

- 1 この規則は、平成十四年一月一日から施行する。

1 この規則は、平成二十四年八月一日から施行する。

附則

附則

1 この規則は、平成十六年四月一日から施行する。

附則

1 この規則は、平成十六年四月十五日から施行する。

附則

1 この規則は、平成十六年十二月十五日から施行する。

附則

1 この規則は、平成十七年四月十四日から施行する。

附則

1 この規則は、平成十七年六月一日から施行する。

附則

1 この規則は、平成二十三年三月二十五日から施行し、同年四月一日から適用する。

附則

1 この規則は、平成二十四年四月一日から施行する。

附則

1 この規則は、平成二十四年七月二十一日から施行する。